

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月11日

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高橋 祥二郎

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町1番38号

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店  
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)  
株式会社滋賀銀行大阪支店  
(大阪市中央区本町3丁目1番15号)  
株式会社滋賀銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備えるものであります。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取高橋祥二郎は、当行の第131期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。